

職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条 省略 (服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書に署名押印し、任命権者に提出してからでなければその職務を行うことができない。</p> <p>以下省略</p> | <p>第1条 省略 (服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書に署名押印し、任命権者に提出してからでなければその職務を行うことができない。</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> <p>以下省略</p> |

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条～第4条 省略 (時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第5条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第6条～第8条 省略 (期末手当)</p> <p>第9条 省略</p> | <p>第1条～第4条 省略 (時間外勤務に係る報酬)</p> <p>第5条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。</p> <p>2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。<u>ただし、会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第6条～第8条 省略 (期末手当)</p> <p>第9条 省略</p> <p><u>第9条の2 会計年度任用職員の期末手当の不支給については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。以下「給与条例」という。)</u></p> |

第 10 条～第 12 条 省略

(給与からの控除)

第 13 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 32 年三田町条例第 35 号。以下「給与条例」という。)第 26 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

以下省略

第 21 条の 2 の規定の例による。

第 9 条の 3 会計年度任用職員の期末手当の一時差止めについては、給与条例第 21 条の 3 の規定の例による。

第 10 条～第 12 条 省略

(給与からの控除)

第 13 条 給与条例第 26 条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

以下省略